

新地方公会計制度による統一モデルによる財務書類を公表します

三宅町では、「新地方公会計制度」の統一モデルに基づき、民間企業会計の考え方を導入し、一般会計のほか特別会計や企業会計などを含めた三宅町の資産と負債のすべての状況（令和5年度末）をまとめた4つの財務書類を作成しました。これらを町民の皆さんに公表することで、財政状況の透明化を図っています。

連結の範囲

一般会計等、特別会計、公共下水道事業会計、磯城郡水道企業団水道事業会計、土地開発公社、川西町三宅町式下中学校組合、国保中央病院組合、奈良県広域消防組合、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合、奈良県市町村総合事務組合、奈良県後期高齢者医療広域連合、山辺・県北西部広域環境衛生組合、三宅町社会福祉協議会



【連結会計】貸借対照表（BS）

町にどれだけの財産と借金があるか、その内訳はどのようなものかを表しています。

資産の部（これまで積み上げてきた資産）		負債の部（将来世代が負担する金額）	
1. 事業用資産・物品等 （町役場・学校などの土地、建物など）	63.6 億円	1. 地方債	50.6 億円
2. インフラ資産 （道路・上下水道・橋などの土地、設備など）	65.3 億円	2. 退職手当引当金	8.0 億円
3. 金融資産 （預金、未収金、基金など）	50.3 億円	3. その他固定負債	26.3 億円
		4. その他流動負債	2.4 億円
資産合計	179.2 億円	負債合計	87.3 億円
		純資産の部（現在までの世代が負担した金額）	
		純資産合計	91.9 億円
		負債及び純資産合計	179.2 億円

【連結会計】資金収支計算書（CF）

現金の流れを示すものであり、その収支を性質に応じて、区分して表示することで、町がどのような活動に資金を使ったかを表しています。

令和5年度期首残高	12.5 億円
1. 業務活動収支 （行政サービス実施による収支）	4.5 億円
2. 投資活動収支 （固定資産の購入・売却による収支）	▲4.2 億円
3. 財務活動収支 （借入・返済による収支）	▲2.3 億円
当期収支額	▲2.0 億円
令和5年度期末残高	10.5 億円

【連結会計】純資産変動計算書（NW）

貸借対照表に計上されている純資産が、1年間でどのように増減したかを表しています。

純資産の増減は、将来サービスに対する蓄えの増減を意味します。

令和5年度期首残高	88.8 億円
1. 純資産の増加 （町税収入、国・県などからの補助金など）	60.7 億円
2. 純資産の減少 （資産の減価償却、純行政コスト）	▲59.2 億円
3. その他 （比例連結割合変更に伴う差額）	1.5 億円
当期変動額	3.0 億円
令和5年度期末残高	91.8 億円

令和5年度決算分に基づく町民1人あたりの換算額

令和6年3月末の住民人口 6,461人

○町民1人あたりの資産	277.3 万円
○町民1人あたりの負債	135.1 万円
○町民1人あたりの純資産	142.2 万円
○町民1人あたりに行政サービスを提供するために要する費用	91.6 万円



【連結会計】行政コスト計算書（PL）

現役世代にどれだけの行政サービスを提供したのかを表しています。

民間企業における『損益計算書』にあたります。

経常費用(A)	………	67.8 億円
1. 人にかかるコスト (職員給料など)	………	13.8 億円
2. 物にかかるコスト (消耗品、減価償却など)	………	18.7 億円
3. 経費・業務関連コスト (業務委託、利息の支払いなど)	………	0.7 億円
4. 補助・保障給付 (介護、国保給付費、民や団体への補助金など)	………	34.6 億円
経常収益(B)	………	8.5 億円
1. 使用料・手数料 (行政サービスの利用者が負担する手数料など)	………	5.6 億円
2. その他収益 (貸付金に対する利息、賃貸料、その他雑入など)	………	2.9 億円
純経常行政コスト(C)=(A)▲(B)	………	59.3 億円
臨時損失(D)	………	0 億円
臨時利益(E)	………	0.1 億円
純行政コスト(C)+(D)▲(E)	………	59.2 億円

財務書類から分かる三宅町の現状

今年度の三宅町の純資産比率については51.3%でした。

純資産比率から分かることは、この数値が高いと過去の世代が負担を背負ってきたことを表し、この数値が低いと将来の世代が負担を背負っていくことを表します。現状では51.3%で、公共施設等が多い地方自治体では今後20～30年の間に老朽化を原因とした資産更新問題があります。

公共施設は長いもので50年という経済的な耐用年数があり、1950年台の高度経済成長期に資金投下した公共施設の更新がまさに今訪れており、1980年台のバブル期に資金投下した公共施設の更新がその後に控えています。三宅町では2043年～2047年にかけて大きな更新を控えています。

資産更新問題は必ず将来の世代の負担になるのも然ることながら、その投下した財源が地方債を発行したものであれば、その償還自体も将来の世代の負担になってきます。地方自治体の運営にはどうしても地方債に頼らざるを得ない状況があるため、そういった見えないコストを背負う将来の世代のために、純資産比率は70%以上を確保しておきたいところです。

財務分析

資産形成度 : 将来世代に残る資産はどのくらいあるか		
有形固定資産等減価償却比率	: 58.2 %	耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。
持続可能性 : 財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）		
基礎的財政収支 (プライマリーバランス)	: 2.2 億円	地方債の発行に頼らずに歳入歳出のバランスが均衡できているかを表すものとなる。
自律性 : 歳入はどのくらいの税収等で賄われているか（受益者負担の水準）		
受益者負担比率	: 12.6 %	地方公共団体の経常費用のうち、サービスの受益者が直接的に負担するコストの比率を表すものとなる。
弾力性 : 資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか		
行政コスト対税収等比率	: 97.4 %	当該年度の税収等のうち、どれだけが資産形成を伴わない行政コストに費消されたのかを把握することができる。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえ、さらに100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表す。